

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月8日
【事業年度】	第58期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
【会社名】	インヴァスト証券株式会社
【英訳名】	INVEST SECURITIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川路 猛
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目6番21号
【電話番号】	03-3595-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 二重作 将人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目6番21号
【電話番号】	03-3595-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 二重作 将人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月28日に提出した第58期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 1 主要な経営指標等の推移

##### (2) 提出会社の経営指標等

#### 第2 事業の状況

##### 2 業務の状況

##### (4) 自己資本規制比率

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (2) 提出会社の経営指標等

(訂正前)

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
自己資本規制比率 (%)	748.7	725.4	1,217.1	1,154.2	<u>807.2</u>

(訂正後)

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
自己資本規制比率 (%)	748.7	725.4	1,217.1	1,154.2	<u>754.6</u>

## 第2【事業の状況】

### 2【業務の状況】

(4) 自己資本規制比率

(訂正前)

区分		前事業年度末 (平成28年3月31日)	当事業年度末 (平成29年3月31日)
基本的項目	(百万円) (A)	11,261	10,553
補完的項目	評価差額金(評価益)等 (百万円)	0	3
	金融商品取引責任準備金等 (百万円)	29	23
	一般貸倒引当金 (百万円)	0	0
	計 (百万円) (B)	29	26
控除資産	(百万円) (C)	3,318	3,428
控除後自己資本 (A)+(B)-(C)	(百万円) (D)	7,973	7,151
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	9	<u>21</u>
	取引先リスク相当額 (百万円)	68	<u>223</u>
	基礎的リスク相当額 (百万円)	612	<u>640</u>
	計 (百万円) (E)	690	<u>885</u>
自己資本規制比率	(D)/(E)×100 (%)	1,154.2	<u>807.2</u>

(注) 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

(訂正後)

区分		前事業年度末 (平成28年3月31日)	当事業年度末 (平成29年3月31日)
基本的項目 (百万円) (A)		11,261	10,553
補完的項目	評価差額金(評価益)等 (百万円)	0	3
	金融商品取引責任準備金等 (百万円)	29	23
	一般貸倒引当金 (百万円)	0	0
	計 (百万円) (B)	29	26
控除資産 (百万円) (C)		3,318	3,428
控除後自己資本 (A)+(B)-(C) (百万円) (D)		7,973	7,151
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	9	<u>25</u>
	取引先リスク相当額 (百万円)	68	<u>280</u>
	基礎的リスク相当額 (百万円)	612	<u>641</u>
	計 (百万円) (E)	690	<u>947</u>
自己資本規制比率 (D)/(E)×100 (%)		1,154.2	<u>754.6</u>

(注) 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。